

議 事 日 程 (平成30年9月7日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第33号 教育委員任命につき同意を求める件
- 日程第4 議 第34号 専決処分の承認について
専第2号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議 第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議 第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議 第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議 第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議 第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議 第42号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議 第43号 町道路線の認定について
- 日程第14 認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番	西 松 幸 子	2番	碓 井 昭 夫	3番	西 松 巖
4番	安 井 忠	5番	小 川 文 雄	6番	大 平 文 雄
7番	岩 田 讓 治	8番	古 澤 榮 一	9番	山 中 美 惠 子
10番	渡 邊 明 博				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
総 務 課 長	山 田 靖	企 画 調 整 課 長	大 平 共 美
会 計 管 理 者	堀 芳 弘	税 務 課 長	坂 優
住 民 環 境 課 長	吉 村 等	福 祉 課 長	坂 和 由
建 設 課 長	河 合 一	産 業 振 興 課 長	岡 田 立
生 涯 学 習 課 長	安 井 孝 行	学 校 教 育 課 長	堀 隆 志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	今 村 厚 士	書 記	定 益 直 子
書 記	馬 淵 佑 司		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより平成30年第3回安八町議会定例会を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をさせていただきます。

本日の会議録署名者は、7番 岩田讓治君、8番 古澤榮一君に指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月20日までの14日間にすることに決定しました。

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろ町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますことを心より感謝申し上げます。

現在、ハートピア安八歴史民俗資料館におきまして、9・12豪雨災害展を開催しています。安八町の水害の歴史を災害の教訓として継承していくため、子供たちが夏休みになる時期から9月12日に合わせ、実施しています。ぜひ議員の皆様も足を運んでいただきたいと思います。

とうとい人命が犠牲になっており、安八町では例年のとおり、来週12日に決壊現場におきまして安全祈願祭を開催し、御冥福と安八町の安全を祈りたいと思います。

また、先日の安八町総合防災訓練は天候不良のため中止になりましたが、行政機関や消防団等による公助を加え、自助・共助・公助の連携による災害発生時の協働体制の確立を図るとともに、自分の命や自分の財産は自分で守る自助の意識、近隣の人々で助け合う共助の精神が大切であります。

また、町では9月19日には職員を対象にしました災害図上訓練体験講座を実施する予定でございます。災害を想定した図上訓練に多くの職員が参加することで、防災意識の向上につながると考えています。今後とも各種機関と連携をとりながら、各種訓練を実施していきたいと考えております。

さて、本日提案いたしております主な案件であります。任期満了に伴う教育委員の任命同意を初め、条例改正2議案、また平成30年度一般会計・特別会計補正予算、平成29年度の決算認定など、合わせて16議案でございます。

個々の案件につきましては、会計管理者及び担当課長から説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

議長 日程第3、議第33号 教育委員任命につき同意を求める件を議題とします。提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは議第33号につきまして、まず議案を朗読し、その後、提案説明をさせていただきます。

議第33号 教育委員任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、住所、安八郡安八町大野61番地。氏名、坂隆史。生年月日、昭和26年12月24日生まれ。

もう一方、住所、安八郡安八町城3丁目32番地の3。氏名、藤田佳子。生年月日、昭和39年4月16日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます坂隆史さんと藤田佳子さんは、今月末をもちまして任期満了となります。平成26年10月より1期4年間にわたり、本町教育委員としてお世話になってまいりました。

坂隆史さんは大野にお住まいで、小学校長で御退職されるまで38年間教員としてお勤めされました。その間には、小・中学校だけでなく、西濃子どもセンターや大垣市教育委員会にも勤務をされました。教員、教頭、校長といった学校以外でも培ってこられた豊富な経験をもとに、4年間さまざまな分野で御提言や御指導をいただいております。

もうお一方の藤田佳子さんは幼稚園教諭などをしてこられ、御結婚を機に安八にお住まいになられました。現在、高校生と大学生のお子様をお持ちになる保護者であります。また、平成18年からは放課後児童クラブ指導員として、平成20年からは名森小学校の特別支援教育アシスタントとして、安八町の児童教育にかかわっていただいております。

引き続き教育委員としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりますので、提案申し上げ、任命の同意をお願いするものでございます。どうぞ御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり同意しました。

議長 日程第4、議第34号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 坂優君。

税務課長 議第34号につきまして、朗読説明をさせていただきます。

議第34号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

専第2号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,316万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9,567万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年7月25日専決、安八郡安八町長。

7ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

7ページは歳入、8ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億8,251万2,000円に補正額1,316万2,000円を追加し、52億9,567万4,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

2. 歳入、単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

下段となりますが、款、繰入金、項、基金繰入金、目、節ともに財政調整基金繰入金、補正額816万2,000円。これにつきましては、今回の補正に伴います財源といたしまして、財政調整基金の繰り入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円です。

款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費、補正額、増額の770万円は、節区分、償還金、利子及び割引料で、法人町民税等還付金として770万円、財源は全て一般財源です。

内容としましては、各法人の会計年度に従って、法人町民税の確定申告が行われます。この確定申告に伴い還付金を支払うこととなったケースが、今

年度倍増いたしました。これにより、当初予算では大幅に不足となる事態となりましたので、またさらに還付金は中間申告で納付された日にさかのぼり、還付加算金を支払うこととなるため、急ぎ予算措置をする必要が生じたので、不足分につきまして専決補正を行わせていただいたものでございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 続きまして、10ページの下段をお願いします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額546万2,000円。特定財源の国県支出金は、県補助金の中山間地域等担い手育成総合対策事業補助金500万円でございます。残りが一般財源となります。

今年度から、北今ヶ淵北部を基盤として、新規に杵ノ戸営農組織が立ち上がりました。その杵ノ戸営農組織がトラクター等を購入するために補助するものでございます。町といたしましても、農業離れ、後継者不足が問題となっている現在、営農組織の新規設立は農業振興において重点的に推進しているところでもございます。他の営農組織同様、機械導入等に早期に支援していくということで、今回のほうで補正をお願いしたものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり承認しました。

議長 日程第5、議第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第35号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第35号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、水道配水場更新管路布設工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、6,912万円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市早田栄町4丁目28番地、朝日設備工業株式会社、代表取締役 渡邊直哉。

本件は、水道配水場の老朽化に伴う更新並びに耐震化に伴う工事の一部で、既存の取水井戸や配水池、配水本管などの水道管と、新設の配水ポンプ場の水道管等接続する土木工事で、工期は3月末を予定しています。

工事の請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 13ページの議第36号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

本条例は、保護者が就労や病気などで家庭での保育ができない場合に、町が認めた家庭的保育者の自宅で行う家庭的保育や小規模保育、また企業の事業所内保育などに関して、その設備や運営基準について定めるものでございます。

このたび、本条例が基準としている上位法の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令が改正されました。

改正の要点は、主に3点でございます。

1点目は、第6条関係で、第2項及び第3項として、代替保育に係る連携施設の確保義務の基準緩和を新たに加えるものでございます。

家庭的保育事業等では、お子さんを見る職員が病気などの場合、これにかわる代替保育として、幼稚園、保育所、認定こども園に限定し、これを確保することとなっております。改正後はこれを緩和し、条件つきでございますが、小規模保育事業や企業の事業所内保育事業からの代替保育の提供も認めるという内容を規定するものでございます。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

2点目は、上から3行目の第16条関係でございます。

家庭的保育事業の食事の提供に関して、外部搬入対象を拡大するものでございます。これは、衛生面や栄養面、またアレルギーやアトピーなど、それらに適切に対応でき、また調理実績があると町が認める事業者からの外部搬入も認めるという内容を16条に規定するものでございます。

3点目は、16ページの中ほど、附則第2条関係でございます。

家庭的保育事業における食事提供施設の整備に関して、猶予期間を5年から10年に延長するものでございます。いまだ施設整備の確保が困難な実情が事業者にあることから、設備等の整備の猶予期間を10年に延長する内容を規

定するものでございます。

そのほか、第5条、第45条においては、改正に伴う条項ずれを整備するものでございます。

16ページの下段、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、別冊の議案資料、新旧対照表につきましては、後ほど御精読をお願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第36号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第7、議第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 17ページをお開きいただきたいと思います。

議第37号につきまして、朗読並びに提案説明をさせていただきます。

議第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下が改正本文でございます。

今回の改正は、放課後児童クラブの支援員の職員としての資格要件の第4号の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」と改正し、また第10号に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認められた者を新たに追加し、支援員としての採択要件を広げたものでございます。

なお、別冊の議案資料の5ページに、今回の改正の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読いただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第37号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第8、議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、21ページをお願いいたします。

議第38号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,575万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億4,142万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億9,567万4,000円に4億4,575万円を追加し、57億4,142万4,000円とするものでございます。

25ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

まず、臨時財政対策債の限度額を110万円減額し、2億6,220万円とし、公共事業等債の限度額を1億5,290万円増額し、2億3,770万円とします。

次に、今回新たに発行します地方道路整備事業債の限度額を3,520万円、一般単独事業債の限度額を1,900万円とし、地方債合計を5億5,770万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

26ページの最上段、款項目とも地方交付税、補正額減額の762万4,000円でございます。これは、平成30年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

次に26ページの最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額4,475万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、27ページ下段、款項とも町債、目、臨時財政対策債、補正額減額の110万円につきましては、平成30年度分の普通交付税の額の確定により、起債発行可能額が確定しましたので減額を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

3. 歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額19万1,000円は、地区行政執行経費の地区集会所設置補助金といたしまして、1地区の地区集会所改修に対します補助金を計上するものでございます。

続きまして、目、情報管理費、補正額291万6,000円でございます。財源内訳は、特定財源の国県支出金の国庫支出金、マイナンバーカード記載事項改修補助金291万6,000円でございます。これは、マイナンバーカードを旧姓併記に関する制度改正に対応するため、所要のシステム改修を行うものでございます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、同じく28ページの下段をごらんください。

款、民生費、項、社会福祉費、目、安八温泉費、補正額、増額の59万7,000円。節区分の需用費の修繕費は、空調機器の修繕でございます。

続きまして、目、福祉医療費、補正額、増額の21万1,000円。節区分の償還金、利子及び割引料は、平成29年度精算確定による返還金でございます。

続きまして、目の後期高齢者医療費、補正額512万3,000円、節区分の負担金、補助及び交付金は、平成29年度療養給付費の確定に伴う負担金でございます。

続きまして、29ページをお願いします。

項、児童福祉費、目、保育所費、補正額、増額の484万円。これは保育園事務経費、保育経費、施設管理経費にわたり、節区分の需用費の消耗品費67万7,000円、印刷製本費24万3,000円、並びに修繕費の74万9,000円、そして備品購入費の317万1,000円、これらはいずれも認定こども園への移行に伴う経費でございます。

財源内訳の特定財源、その他繰入金でございます。地域福祉基金から繰り入れし、財源に充てるものでございます。

議 長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き、29ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額4,210万円。特定財源、国県支出金、県支出金1,688万円は、農業農村整備事業県補助金でございます。地方債2,060万円は、地方道路整備事業債1,180万円と、一般単独事

業債880万円でございます。県単土地改良事業として、北今ヶ淵杵ノ戸及び南條地区の農道整備、領家、西蚊塚等の樋門改修に伴う事業費でございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額8,706万1,000円。特定財源、国県支出金3,963万円は、国庫支出金で社会資本整備交付金でございます。地方債3,460万円は公共事業等債でございます。道路維持経費として、氷取、城地区などの舗装補修4路線、橋梁補修2橋に係る事業費でございます。

目の道路新設改良費、補正額6,000万円。特定財源、国県支出金、国庫支出金3,300万円は社会資本整備交付金でございます。地方債の2,410万円は、公共事業等債でございます。

道路新設改良事業として、主に北今ヶ淵宮西地内通学路改良における設計委託、上村、大明神地内における通学路改良事業費でございます。

30ページをお願いします。

項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額2億2,900万円。特定財源、国県支出金9,535万円は、国庫支出金、社会資本整備交付金でございます。地方債1億1,760万円は、公共事業等債9,420万円、地方道路整備事業債2,340万円でございます。その他1,000万円は、ふるさと基金繰入金でございます。

都市計画整備道路改良事業として、中、牧、工専地内道路改良における測量設計委託並びに道路改良及びアクセス道路長良川右岸堤、県道北方多度線南進への延伸事業費でございます。

スマートインターチェンジ建設事業といたしまして、名神側道北側の改良工事並びにNEXCO中日本への工事負担金及び管理負担金でございます。

これらの事業、農村農業整備事業県補助金並びに社会資本整備交付金の内示により補正をお願いするものと、NEXCO中日本との工事の協定により補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 引き続きまして、30ページをお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の1,117万1,000円。特定財源といたしまして、地方債、一般単独債でございますが、830万円。節区分といたしまして委託料93万2,000円、工事請負費1,023万

9,000円でございます。これは、結小学校及び牧小学校の防水改修工事のための設計管理委託料、また工事請負費用を計上しております。

続きまして下段、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の254万円。特定財源といたしまして、一般単独事業債といたしまして190万円、節区分といたしまして委託料46万6,000円、工事請負費207万4,000円でございます。これは、登龍中学校の防水改修工事のための設計管理委託費用と工事請負費用を計上しております。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第38号は、会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第9、議第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 それでは31ページ、議第39号を朗読説明させていただきます。

議第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,173万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,273万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページが第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

33ページが歳入、34ページが歳出でございます。

いずれも補正前の額15億9,100万円、補正額4,173万5,000円、計としまして16億3,273万5,000円でございます。

下のページ、35ページでございますが、歳入内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額4,173万5,000円、平成29年度からの繰越金の確定によるものでございます。

はねていただきまして36ページ、歳出の内訳でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額68万7,000円。節区分、委託料の業務委託68万7,000円。こちらは国保システムの改修委託でございます。

真ん中の表でございます。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、審査支払手数料、補正額減額の41万7,000円。節区分、役務費、手数料の減額の41万7,000円。こちらは診療報酬支払手数料から一般管理費の予算への組み替えをしておるものでございます。

その下の表、款項目とも基金積立金、補正額3,499万3,000円。こちらは繰越金のうち、補正残金に係る分を基金に積み立てるものでございます。

一番下の表でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額647万2,000円。節区分、償還金、利子及び割引料647万2,000円は、29年度の療養費の確定によりまして、国及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第39号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第10、議第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 37ページからの議第40号について、朗読説明をさせていただきます。

議第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,188万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして39ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

39ページが歳入、40ページが歳出になっております。

いずれも補正前の額1億5,800万円、補正額388万2,000円、計としまして1億6,188万2,000円でございます。

続いて41ページ、歳入内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額388万2,000円。節区分、繰越金は平成29年度からの繰越金の確定によるものでございます。

1枚はねていただきまして42ページ、歳出の内訳でございます。

上の表でございますが、款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額388万4,000円。節区分としまして、負担金、補助及び交付金の負担金388万4,000円は、こちらは平成29年度の決算の確定に伴いまして後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

下の表、款項目とも予備費、補正額減額の2,000円。こちらにつきましては負担金の財源調整のため、減額をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第40号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第11、議第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 43ページの議第41号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、45ページをお願いいたします。

第1表 歳出予算補正。歳出合計に増減はございません。

1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

歳出、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額に増減はございません。職員1名が産休育休に入るため、パート職員1名を補充いたします。節区分の給料と共済組合負担金を減額し、賃金及び社会保険料を増額する予算の組み替えをお願いするものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第41号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の民生文教常任委員会
会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第12、議第42号 町道路線の廃止について、日程第13、議第43号 町
道路線の認定についての2議案を、関連性がございますものですから一括議
題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 47ページの議第42号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げま
す。

議第42号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8
条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

49ページをお願いいたします。

廃止となる路線は、路線番号023283、路線名、南長田3号線。牧字南長田
4674番1地先から4663番地先までの延長192メートル、幅員3から7.3メート
ルの区間でございます。51ページは廃止路線網図でございます。

続いて、53ページの議第43号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し
上げます。

議第43号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決
を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

55ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、路線番号023677、路線名、南長田12号線。牧字南
長田4674番1地先から同4678番1地先までの延長77メートル、幅員3.2から
7.3メートルの区間でございます。57ページは、廃止後の残りの部分として
新たに認定する路線網図でございます。

牧字南長田地内において、現在操業の旭金属株式会社様の新工場の建設が
決定いたしました。同社より、本工場用地に隣接する町道の一部も工場用地

として一体的に利用したく、払い下げの要望がありました。この町道の一部は、ほかの工場地とも隣接し、今後必要としないことから、町道路線を廃止し、残りの町道に対し、新たに認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号、議第43号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号、議第43号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

ここでお諮りします。

暫時休憩をとりたいと思います。11時10分に再開させていただきます。よろしくお祈りします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 再開いたします。

議長 お諮りします。

日程第14、認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第18、認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第18、認定第5号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより、順次説明を求めます。

会計管理者 堀芳弘君。

会計管理者 それでは、議案書の59ページをお願いいたします。

ただいま上程されました5つの認定案件につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

続きまして、認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げます。

表紙の薄い黄色の決算附属書類を御用意願いたいと思います。

決算附属書類、表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

まず一般会計でございます。

歳入総額72億7,062万9,143円、歳出総額68億3,438万5,737円、差引額4億3,624万3,406円。このうち、繰越明許費といたしまして2,142万3,000円でございます。また、法第233条の2の規定によります基金繰入額は2億1,400万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額といたしまして18億7,570万6,580円、歳出総額18億3,297万929円、差引額4,273万5,651円でございます。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額といたしまして1億5,578万9,782円、歳出総額1億5,190万6,382円、差引額388万3,400円でございます。

水道事業会計でございます。

歳入総額で4億600万3,366円、歳出総額4億4,612万2,331円で、差し引き、マイナスの4,011万8,965円でございます。

公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額といたしまして8億6,971万3,944円、歳出総額といたしまして8億3,927万6,998円で、差引額3,043万6,946円でございます。うち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は2,490万円でございます。

1枚はねていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

平成29年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果に関する説明書につきましては、歳入歳出の決算内容と関係がございますので、各委員会にて御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

飛びまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

まず、1の公有財産でございます。土地及び建物の関係でございます。単位は平方メートルでございます。

土地の関係でございますが、決算年度の増減はございませんので、決算年度末の現在高といたしまして、25万623平方メートルでございます。木造の建物につきましても増減はございません。決算年度末の現在高といたしまして、4,339平方メートルでございます。非木造の建物につきましては、決算年度中の増減といたしまして、結小学校のエレベーターの建屋の関係でございます。55平方メートルの増でございます。決算年度末の現在高といたしまして、5万5,716平方メートルでございます。延べ面積合計といたしまして、決算年度中の増減高55平方メートルの増で、決算年度末の現在高といたしまして、6万55平方メートルでございます。

続きまして、右側の2の有価証券の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

有価証券におきまして、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末の現在高といたしまして、870万円でございます。

3の物権の関係でございます。こちらにつきましては、単位は平方メートルでございます。

決算年度中の増減高といたしまして6平方メートルの減ということで、結バス停の用地の返却分ということでございます。決算年度末の現在高といたしまして、4万8,965平方メートルでございます。

続きまして、4の出資による権利の関係でございます。単位は1,000円でございます。

こちらにつきましては、決算年度中の増減はございません。決算年度末現在高といたしまして、967万8,000円でございます。

62ページをお願いしたいと思います。

2の物品の関係でございます。

区分といたしまして、軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車までの関係でございます。決算年度中の増減高についてはございませんので、決算年度末の現在高といたしましては、合計44台保有しているということでございます。

63ページのほうに参りまして、3の基金の関係でございます。こちら、単

位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございます。決算年度中の増減高といたしまして、2億157万3,000円の減でございます。

地域福祉基金につきましては、14万1,000円の増となっております。

2つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金でございます。こちらにつきましては6,981万7,000円の減。ふるさと基金につきましては219万5,000円の増となっております。

続きまして、公共下水道事業整備基金でございます。500万円の減ということでございます。

続きまして、国民健康保険基金でございます。こちらにつきましては、9,426万3,000円の増となっております。

決算年度中の増減の合計といたしましては1億7,979万1,000円の減でございます。決算年度末の現在高といたしましては4億7,119万7,000円でございます。

次に、4の貸付金の関係でございます。単位は1,000円でございます。

区分の学校給食運営費貸付金でございます。こちらにつきましては、決算年度中の増減はございません。決算年度末の現在高といたしまして、200万円でございます。

1枚はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

平成28年度・平成29年度款別決算額の比較表でございます。

歳入の関係でございます。

款の町税でございます。上段が28年度、下段が29年度でございます。収入済額でございますが、29年度22億1,934万4,547円で、不納欠損額につきましては、567万1,323円を不納欠損処分いたしております。また、未収金につきましては9,354万620円でございます。この未収金につきましては、そのページの下から2段目になります12の分担金及び負担金で、7万7,245円。この関係につきましては、空中防除の受益者負担金と保育料で未収となっております。

続きまして、一番下の使用料及び手数料の関係でございます。未収入額で8万5,166円。これにつきましては、町営住宅使用料の未収分でございます。

その他の関係につきましては、全額収納いたしておるところでございます。

1枚はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

歳入を合計いたしまして、収入済額で72億7,062万9,143円。前年に対しまして6億9,979万8,973円の増となっております。また、不納欠損額を合計いたしまして567万1,323円、未収金につきましては9,370万3,031円でございます。

続きまして、68、69ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

一番下の合計の欄でございますが、支出済額の合計といたしまして68億3,438万5,737円でございます。前年に対しまして5億8,778万730円の増となっております。

70ページのほうをお願いいたします。

町税の決算額の推移の関係でございます。

左側の区分の款の町税でございます。

29年度の前年比増減額でございますが、2,147万1,972円の増でございます。前年に対しまして101%となっております。

続きまして、71ページの関係でございます。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

消費税が5%から8%に引き上げられたことによりまして、その引き上げ分のうち、地方消費税の収入につきましては社会保障の4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされております。

表の右半分の財源内訳の、右から2列目の一般財源のところでございます。引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございますが、この列がここの関係をあらわしている項目でございます。

左側の保健衛生費の中の福祉医療事業、2つ飛びまして、予防事業、母子保健事業、成人保健事業に消費税の引き上げ分を全額充てていることを示しておる表でございます。

続きまして、72ページのほうをお願いしたいと思います。

平成29年度一般会計歳入歳出決算書の概要でございます。

歳入の会計でございます。

特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会で御説明をさせていただきますので、一般財源についてのみ御説明をさせていただきます。

款の町税でございます。項の町民税から項のたばこ税まで、合計いたしまして収入済額22億1,934万4,547円でございます。

なお、不納欠損額といたしまして、個人の町民税につきましては256万8,000円、法人の町民税につきましては10万8,000円を不納欠損いたしております。また、固定資産税につきましては271万2,000円、軽自動車税につきましては28万2,000円をそれぞれ不納欠損処分といたしておるところでございます。

次に、款の地方譲与税でございます。節の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、合わせまして収入済額8,606万8,000円でございます。

73ページのほうに参りまして、款節ともに利子割交付金でございます。収入済額465万7,000円でございます。

款節ともに配当割交付金でございます。収入済額といたしまして916万1,000円でございます。

続きまして、株式等譲渡取得割交付金につきましては1,071万3,000円。

地方消費税交付金につきましては、地方消費税交付金と社会保障財源交付金を合わせまして、2億4,130万8,000円となっております。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。収入済額で510万7,270円でございます。

自動車取得税交付金につきましては2,646万1,000円。

地方特例交付金につきましては1,257万2,000円でございます。

続きまして、地方交付税でございます。こちらにつきましては、普通交付税と特別交付税、合わせまして11億7,634万1,000円となっております。

交通安全対策特別交付金でございます。収入済額で235万6,000円となっております。

分担金及び負担金から77ページの県支出金までにつきましては、特定財源のため各委員会で説明をさせていただきますので、80ページのほうをお開き願いたいと思います。

上から5段目の款の財産収入でございます。節の利子及び配当金で収入済額31万9,830円でございます。このうち、一般財源につきましては、地域福

祉基金、財政調整基金、減債基金のほか、東海旅客鉄道株式会社ほか配当金、合計で30万7,000円となっております。それぞれの基金の利息でございます。

続きまして、節の土地貸付収入でございます。363万8,826円。これにつきましては、法人4社からの賃貸料でございます。

款の寄附金でございます。節の一般寄附金でございます。収入済額7万2,125円につきましては、1団体、1個人からの寄附金を受けたものでございます。

81ページのほうに参りまして、款の繰入金、項の財政調整基金繰入金でございます。収入済額で3億5,965万3,000円でございます。

款節ともに繰越金でございます。款の繰越金、節の繰越金でございます。収入済額で1億8,961万4,163円で、平成28年度からの純繰越金でございます。節の繰越明許繰越金につきましては、2,561万1,000円となっております。

款の諸収入でございます。節の延滞金、収入済額で197万6,931円。これにつきましては町税の延滞金でございます。節の預金利子5,651円。これにつきましては、歳計現金の利息となっております。

82ページのほうに参りまして、節の雑入でございます。収入済額8,249万4,393円でございます。このうち、一般財源で金額の大きいものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、総務課のところでございます。県市町村振興協会市町村交付金でございます。市町村の振興費の助成といたしまして交付されたものでございます。

次、83ページに参りまして、款の町債、項の臨時財政対策債、収入済額で2億6,330万円でございます。十六銀行から3年据え置き15年償還ということで借入れを行ったものでございます。

1枚はねていただきまして、84ページをお願いいたします。

歳出の関係でございますが、歳出につきましては各委員会のほうで説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

飛びまして、112、113ページをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から3行目の前年度合計と、その上の29年度合計との決算額を比較しまして、大きく増減のあった項目のみ御説明を申し上げます。

左から4行目になります維持補修費の欄でございますが、前年度に対しまして2,608万1,000円の減となっております。率にいたしまして、66.9%の減でございます。温泉、保育園、斎苑等の修繕費の減によるものでございます。112ページの一番右の列でございます。

普通建設事業費でございます。7億3,100万7,000円、率で67.1%の増でございます。こちらにつきましてはスマートインターチェンジ建設、また小学校の空調設備工事に伴います事業の増によるものでございます。

続きまして、113ページの左から2列目の公債費の関係でございます。1億251万7,000円で、率で14.5%の減となっております。ハートピア安八の建設に係ります起債の償還が終わったことにより減となったものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして114、115ページをお願いしたいと思います。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。

一番下の合計の額でございますが、経常的需要額といたしまして、29年度1億7,983万円で、対前年739万円、率にいたしまして3.9%の減となっております。

1枚はねていただきまして、116、117ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

区分の1. 一般公共事業債から9の臨時財政対策債まで、それぞれ目的に応じまして借入れを行っているものでございます。

最下段の合計欄につきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

決算年度中の発行高につきましては、10億5,430万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては5億7,137万5,000円を償還しております。また、利息につきましては、3,413万6,000円を支出いたしましたところでございます。決算年度末の現在高といたしまして、62億5,443万3,000円でございます。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の関係を説明させていただきます。

120ページのほうをお願いいたします。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ御説明をさせて

いただきます。

まず、平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書の概要の関係でございます。

まず、歳入の関係でございます。

保険料の現年度分につきましては、3億5,430万9,000円でございます。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分を合わせて徴収いたしましたものでございます。滞納繰り越し分についても同様でございます。収入額で1,070万7,000円でございます。

国庫支出金でございます。2億5,773万1,000円。療養給付費交付金につきましては2,941万円、前期高齢者交付金につきましては6億2,269万5,000円でございます。

共同事業交付金につきましては3億4,675万6,000円。繰入金につきましては1億903万1,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

保険給付費でございます。そのうち、療養諸費といたしまして9億6,457万2,000円、また高額療養費といたしまして1億3,123万8,000円。

続きまして、後期高齢者支援金でございます。1億9,117万3,000円。3つ飛びまして、共同事業拠出金につきましては3億5,266万3,000円でございます。

歳入歳出差し引きといたしまして、4,273万5,000円となっております。

1枚はねていただきまして、122、123ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります加入状況の関係でございます。

右側から二重丸の上から3つ目になります保険料の状況でございます。

122ページのほうが一般被保険者、123ページが退職被保険者の関係を記載してございます。

保険料の現年度分でございます。

一番右側に収納率が記載してございます。下側が29年度でございます。一般被保険者分におきましては94.8%、退職被保険者におきましては96.1%となっております。

また、滞納繰り越し分につきましては、一般被保険者が20.4%、退職被保険者につきましては53.5%でございます。また、一般被保険者の滞納繰り越

し分におきましては、617万8,832円を不納欠損処分いたしております。

2枚はねていただきまして、126ページのほうをお願いいたします。

平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書の概要の関係でございます。

まず、歳入の関係でございます。

保険料でございます。現年度分につきましては特別徴収と普通徴収分、合わせまして1億367万5,000円でございます。また、繰入金につきましては3,966万9,000円となっております。

続きまして、歳出の関係でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億4,253万4,000円となっております。

歳入歳出差引額は388万3,000円でございます。

127ページのほうに参りまして、加入状況の関係でございます。

上から3つ目の二重丸の保険料の状況でございます。

一番右の収納率の関係でございますが、29年度の現年度分につきましては99.6%、滞納繰り越し分につきましては68.5%となっております。後期高齢者医療特別会計におきましては、不納欠損は行っておりません。

続きまして、2枚はねていただきまして、130ページのほうをお願いいたします。

平成29年度水道事業会計決算の説明書概要の関係でございます。単位は円でございます。

表の上側の事業収入の関係でございます。

まず、左側の水道事業収益でございます。営業収益の給水収益、収入額で1億7,132万7,870円から営業外収益の未収消費税1,675万4,979円まで、合計いたしまして、水道事業収益2億1,100万3,366円となっております。

続きまして、表の中央でございます。水道事業費用の関係でございます。

営業費用の原水及び浄水費7,605万4,048円から営業外費用の消費税、マイナスの1,174万4,579円まで、合計いたしまして1億7,935万6,501円でございます。

事業収支の残高につきましては、3,164万6,865円の純利益でございます。

続きまして、資本的収支の関係でございます。

資本的収入といたしまして、企業債1億9,500万円でございます。

資本的支出といたしまして、建設改良費、また企業債償還金、合わせまして2億6,676万5,830円で、資本的収支といたしましては7,176万5,830円の損失となっております。

事業収支と資本的収支を合わせますと、4,011万8,965円の損失となっております。

続きまして、企業債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして1億9,500万円、決算年度中の元利償還高でございますが、元金で3,339万2,000円を償還しております。決算年度末の現在高といたしましては、7億8,775万8,000円となっております。

1枚はねていただきまして、132、133ページのほうをお願いしたいと思います。

平成29年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金でございます。800万4,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして、28万8,000円を不納欠損処理しております。

続きまして、使用料及び手数料の使用料でございます。2億5,568万1,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして、239万3,000円を不納欠損処分しております。収納率といたしましては、現年度分が92%、過年度分は10.8%となっております。

続きまして、国庫支出金でございます。1,800万を収入いたしております。

続きまして繰入金でございますが、一般会計と基金のほうからそれぞれ繰り入れを行っております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費で8,702万4,000円。

浄化センター管理費で1億4,362万7,000円。

公債費につきましては、元金及び利息を合わせまして6億862万6,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしましては3,043万7,000円で、うち基金へ2,490万

円を繰り入れを行っております。

続きまして、地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして、1億8,640万円でございます。決算年度中の元利償還高の元金といたしまして4億7,510万8,000円を償還しております。決算年度末現在高につきましては、64億1,458万5,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 それでは、監査報告を求めます。

監査委員 山中美恵子君。

9 番 監査報告を行います。

平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算、平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月28日、29日の両日にわたり、清監査委員と私で監査をいたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い適正・効率的に執行されているか、決算の計数は正確であるか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施いたしております出納検査の結果を踏まえ、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適正かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産についても適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定のとおり確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取り扱いにおいても町の条例・規則に指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認

めました。

本審査を終え、以下のことを要望いたします。

公務員の存在意義とは何かと、もう一度考え直していただきたい。公務員の職務には、勇気が必要である。勇気を持って職務に当たっていただきたい。

また、今後の安八町は、スマートインターチェンジをどう活用するかにかかっております。職員の知恵を結集し、企業誘致にも積極的に取り組んでいただきたい。

また、平成29年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査をいたしました。いずれも現状では健全な範囲でありましたが、弾力性ある財政とは言いがたいものであります。より一層の改善を進めていただくことを要望いたしまして、監査報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号までは、会期内の各委員会の審査としていただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第5号までは、会期内の各委員会で審査していただくことに決定いたします。

お諮りします。

各委員会の審査のため、9月8日から9月19日までの12日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月8日から9月19日までの12日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、9月20日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承ください。

今、時刻が11時54分ぐらいですけれども、次にスマートインターチェンジ建設促進特別委員会を開催させていただきますが、委員長、何時からにさせ

ていただきましょうか。

10番 まだいつもよりちょっと時間が、1時半ですとありますので、その後もあるので15分だけ、執行部のほうもよければ1時15分からの開会で。まだスマートインターではありませんので、一応後がありますので1時15分ということで。

議長 1時15分から、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会を開会させていただきます。よろしくお願ひします。

以上で終わります。御苦勞さんでした。

(散会時間 午前11時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月7日

議 長 大 平 文 雄

議 員 岩 田 讓 治

議 員 古 澤 榮 一

